

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 15 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

予防接種法に基づく季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B類疾病）については、適切に実施いただきまして、ありがとうございます。

今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（令和 3 年 9 月 10 日医政経発 0910 第 1 号、健健発 0910 第 1 号、健感発 0910 第 6 号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。）及び「季節性インフルエンザワクチンの供給量について（令和 3 年 10 月時点の最新情報）」（令和 3 年 10 月 22 日厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「事務連絡」という。）において周知したところです。

通知及び事務連絡でお示したとおり、今年度のワクチンは 12 月中旬にかけて製造企業から順次出荷される見込みであり、その場合、医療機関等へのワクチンの供給は、令和 4 年 1 月以降も継続する可能性があります。

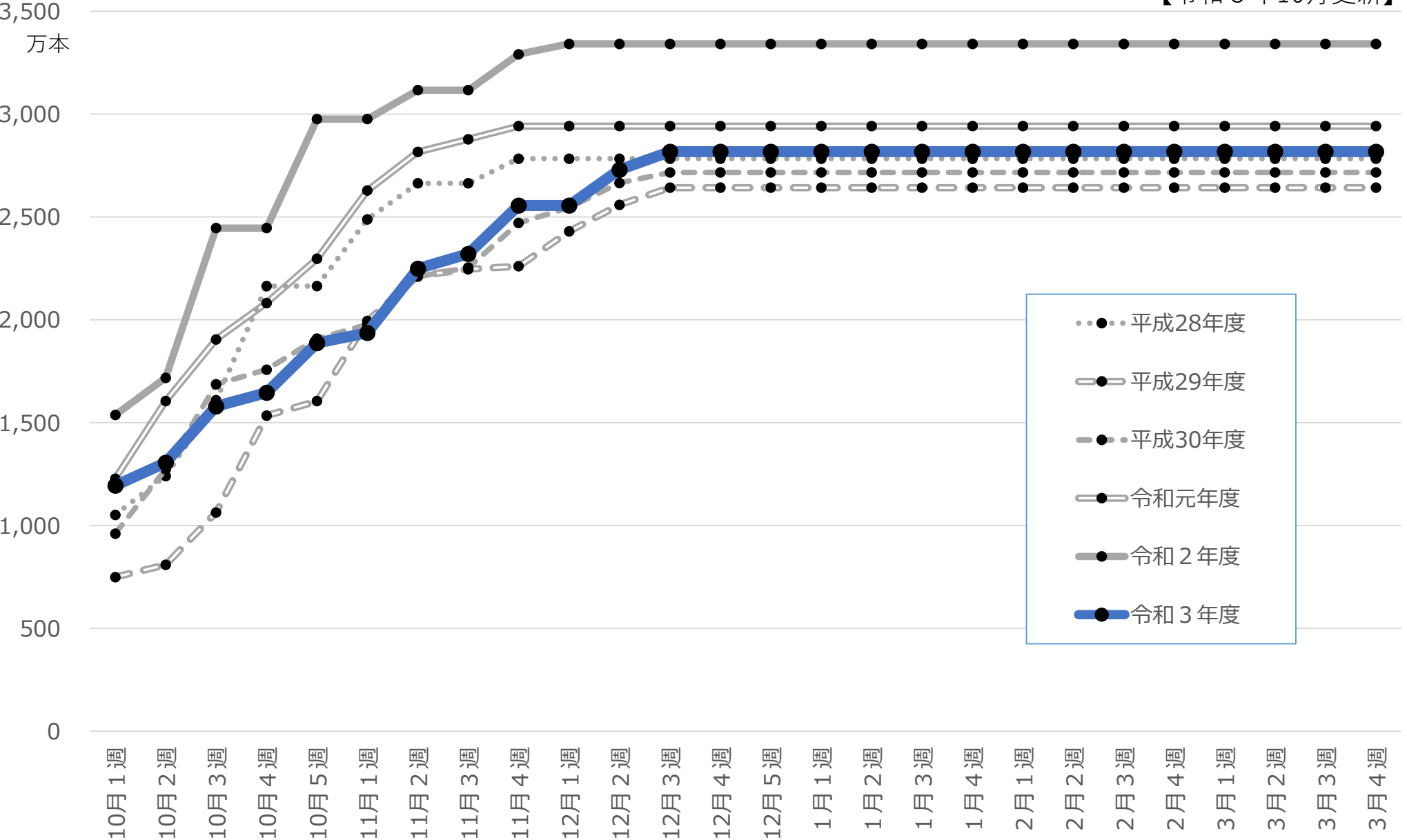
医療機関等への供給状況を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種としてワクチンの接種を希望される方が令和 4 年 1 月以降も適切に接種できるよう、貴部局におかれましては、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮をお願いします。

なお、ワクチンを効率的に活用することが重要であることに変わりないことから、通知に示した安定供給対策について、引き続きご協力をお願いします。

2021/22シーズンにおけるインフルエンザワクチンの累積供給量(週次)

(参考)
令和 3 年10月22日
事務連絡別紙 2

【令和 3 年10月更新】



注 1) 供給量は、いずれも1mL換算。 注 2) 週の表示は金曜日を基準としている。